

社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会理事・監事選任規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第19条の規定に基づき社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会の理事・監事の選任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員の数)

第2条 理事・監事の数数は次のとおりとする。

- (1) 理事 6名以上11名以内
- (2) 監事 2名

(選任方法)

第3条 理事は会員うち次の団体等の中から評議員会において選任する。監事は理事・評議員・職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができず、経理に精通する者及び社会福祉事業に知識経験を有する者を選任する。

地区社会福祉協議会

住民自治組織

ボランティア団体

民生委員・児童委員

社会福祉施設・団体

更生保護事業施設及・団体

社会福祉行政機関

保健・医療・教育・労働その他関連分野の機関

学識経験者

その他地域福祉推進に必要な団体

2 理事・監事に欠員が生じたときは、速やかに前項の手続きを経て補充しなければならない。

附 則

この規程は、平成9年9月1日から施行する。

この規程は、平成10年9月29日から施行する。

この規程は、平成14年3月28日から施行する。

この規定は、平成15年4月1日から施行する。

この規定は、平成18年10月1日から施行する。

(平成18年9月20日の定款変更に伴う条項の変更によるもの)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

第1条、「第10条」を「第19条」へ変更。

第2条、「(1)理事 11名」を「(1)理事 6名以上11名以内」へ変更。